

# クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

三重県食品安全課

クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方々は、3年に一度、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。

クリーニング師	クリーニング師研修	・業務従事後1年以内 ・その後は、3年に1度
業務従事者 (クリーニング師の資格が無い方)	業務従事者講習	・クリーニング所の開設の日 又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内 ・その後は、3年に1度 (いずれも1店舗につき1/5以上の方)

※クリーニング所を開設されている経営者の方は、お店に従事するクリーニング師や業務従事者の方に研修・講習を必ず受講させてください。

～お問合せ先～

○三重県内で研修・講習を受講される方

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター  
〒514-0005 三重県津市鳥居町251-5 2階  
TEL:059-225-4181 FAX:059-228-3231  
HP: <http://www.seiei.or.jp/mie>

○三重県以外で研修・講習を受講される方

都道府県ごとに知事が指定した生活衛生営業指導センター  
又は(公財)全国生活衛生営業指導センター (TEL:03-5777-0341)  
にて、ご確認ください。(HP: <http://www.seiei.or.jp>)